

## IEEJ プロフェッショナル資格認定規程

### (総則)

第1条 本規程は、会員を対象とした IEEJ プロフェッショナルの資格認定の要件について定める。

### (申請資格)

第2条 下記の要件をすべて満たす者は、IEEJ プロフェッショナルの資格認定の申請をすることができる。

- (1) 電気学会の正員
- (2) IEEJ プロフェッショナルとして活動することに強い熱意を持っていること
- (3) 会員在籍期間が累積で10年間以上であること(学生員、准員も会員在籍期間と認める)
- (4) 「指導・研究・その他の実績」があること
- (5) IEEJ プロフェッショナル倫理規程を遵守すること

### (申請)

第3条 申請は電気学会が指定する申請書の提出により行う。

2. 申請は随時行うことができるものとする。
3. 申請書の提出先は電気学会総務課とする。
4. 申請にあたり、1名以上の正員または名誉員からの推薦状を添付することを原則とする。ただし、本部役員、支部役員、部門役員、技術委員会の委員長、幹事、専門委員会の委員長、幹事等の経験者および上級会員についてはこの限りでない。

### (審査)

第4条 IEEJ プロフェッショナルの審査は、原則として IEEJ プロフェッショナル申請書に基づき、IEEJ プロフェッショナル運営委員会が行う。

2. 審査結果は総務会議および理事会に上程し、理事会で認定する。

### (認定資格)

第5条 IEEJ プロフェッショナルの認定を受けた会員に対しては、会長名の称号認定書を授与するとともに、学会誌ならびに電気学会ホームページに名前を記載する。

2. IEEJ プロフェッショナルの称号は、学会の会員資格が継続する限り永続的に有するものとする。
3. IEEJ プロフェッショナルの称号は、本人の申し出により、返上できるものとする。

### (資格剥奪)

第6条 第2条に定める資格要件を満たさなくなった場合は、IEEJ プロフェッショナルの資格を剥奪する。

2. 公序良俗に反する内容の行為があった場合も前項と同様とする。

### (付則)

1. 平成17年4月21日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成17年4月25日より実施する。